

2026年施行 最新の法改正に備える！

労務管理セミナー

3つの法改正をテーマにしたセミナーを開催します。

1

**1 カスタマーハラスメント対策
求職者等に対するセクシュアル
ハラスメント対策について**

本年10月から、カスタマーハラスメント（カスハラ）対策、求職者等へのセクシュアルハラスメント対策が、すべての企業に対して義務化されます。

現行のハラスメントにはない、カスハラ独自に求められる対策についてポイントを解説します。

2

**2 同一労働同一賃金ガイド
ライン等の改正について**

本年10月から、パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善を進めるため、同一労働同一賃金ガイドライン等が改正されます。

各種手当や休暇の考え方など、不合理な待遇差を生じさせないためのポイントを解説します。

3

**3 改正女性活躍推進法
（公表項目と対象企業の
拡大）について**

本年4月から従業員数101人以上の企業を対象として、男女間の賃金差異、女性管理職比率を公表することが義務となりました。

公表が必要となる項目や比率の計算方法について解説します。

メインで説明するテーマ

日 程	1 カスハラ 求職者セクハラ	2 同一労働 同一賃金	3 改正女性 活躍推進法
2026. 9/4 (金) 14:00~16:00		○	
2026. 10/15 (木) 14:00~16:00	○		
2026. 11/11 (水) 14:00~16:00	○		
2027.2. (日時未定)			○

大阪労働局が
分かりやすく
説明します！



※セミナーでは①②③についていずれも説明いたしますが、メインで詳しく説明するテーマが変わります。
知りたいテーマに沿ってご参加ください。

下記URL・二次元コードより
お申し込みください。



9月4日（金）

オンライン参加



<https://form.run/@hatara-kikata-osaka-V3yE6uiLKiv9zX2tfqPx>

会場参加



<https://form.run/@hatara-kikata-osaka-JSu3skCINhvQG6TYRFxG>

10月15日（木）

オンライン参加



<https://form.run/@hatara-kikata-osaka-VwMPPrWwW8ixdHrEOmAw8>

会場参加



<https://form.run/@hatara-kikata-osaka-JjU7htDgMmPRBpiCK10y>

11月11日（水）

オンライン参加



<https://form.run/@hatara-kikata-osaka-nW6HGNGXEFZKdEncrQnB>

会場参加



<https://form.run/@hatara-kikata-osaka-ismJQiAQiep9xE3qWpxA>

定員：オンライン（Zoom）100名

会 場 30名

大阪府社会保険労務士会館3階会議室
（大阪市北区天満2-1-30）

主催：大阪労働局

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

セミナー申込に関するお問い合わせ

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター事務局

TEL：06-4792-8205

E-mail：osaka3@workstylereform.net

平日 午前9時～午後5時まで

改正法の内容に関するお問い合わせ

大阪労働局雇用環境・均等部指導課

TEL:06-6941-8940

平日 午前8時30分～午後5時15分まで

会場MAP



■地下鉄谷町線「天満橋駅」2番出口

大阪労働局HPでは、女性活躍推進法を始め、改正法に関する様々な情報を掲載しておりますので、是非ご覧ください。

雇用均等関係ページ▶

https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou.html

